

## 改正概要説明書

国名： インド

法令名： 特許規則

改正情報： 2017年6月23日改正

### 改正概要：

#### 1. 定義の変更

- ・ 「審査請求」の定義を追加した(規則 2(db))。
- ・ 「小企業」, 「スタートアップ企業」の定義を追加して詳細に規定した(規則 2(fa) (fb))。

#### 2. 送達宛先の整備

- ・ 手続をする者の送達宛先に, 住所のほか, メールアドレスが含まれることを明記し, 代理人は携帯電話番号を届けるべき旨の規定を追加した(規則 5)。

#### 3. 書類の提出や送達等の方法の見直し, 遅延した場合の救済

- ・ 代理人が特許庁に書類を提出する場合は, 電子メールによるものとの規定が追加され, 原本の提出が必要な場合は電子メール送信後 15 日以内に提出すべき旨の規定(規則 6(1A)), 提出が不可抗力で遅延した場合や提出に関する責任等の規定(規則 6(6) (7))を新設した。

#### 4. 手数料の規定の追加

- ・ 出願がスタートアップ企業から一般企業等に移転された場合の追加手数料(規則 7(3B)), オンライン提出の過誤納の場合及び拒絶理由通知発送前の出願取下げの場合の返金についての規定(規則 7(4) (4A))を追加した。

#### 5. 明細書記載要件の明確化

- ・ 明細書には図面の参照記号に言及し(規則 13(4)), 要約には技術的進歩性と主要用途を表示すべき旨を明確にした(規則 13(7) (b))。

#### 6. 明細書等の補正の規定の整備

- ・ 明細書・図面を補正する場合は, 補正部分を明示した複製を提出すべき旨, 補正したページは差し替えられたとみなす旨の規定を追加した(規則 14(2) (4))。

#### 7. 出願の審査の規定の整備

- ・ 分割出願の場合の審査の順序(規則 24B(2)), 最初の拒絶理由通知の発行期限と宛先を明確化し(規則 24(3)), 応答の処理順を追加した(規則 24(4))。
- ・ 拒絶理由通知に対する応答期限を従前の 12 月から 6 月へと短縮し, ただし 3 月間の延長ができることとした(規則 24B(5) (6))。

## 8. 早期審査の規定の新設

・ 出願の早期審査の規定を新設し、早期審査の請求が可能な条件として、インドが国際調査機関又は国際予備審査機関として指定されている場合であるか、出願人がスタートアップ企業である場合であることを新たに規定した(規則 24C)。

## 9. 聴聞の手続の整備

・ 先公開の発明による拒絶の場合に審査官の聴聞の手続についてオンライン等を利用できる旨、また、文書提出が必要な場合の提出期限の規定を追加した(規則 28(6)(7))。

## 10. 科学官名簿の搭載不適格者の規定の追加

・ 裁判所の選任する鑑定人として整備される科学官名簿の搭載不適格者の条件を具体的に示し(規則 103A)、併せて死亡抹消を明記した(規則 107(d))。

## 11. 特許代理人の欠格事由の追加と登録抹消

・ インド市民でなくなった場合は特許代理人登録簿から抹消する旨の規定を追加し、また、抹消される場合に弁明の機会が付与される規定を新設した(規則 116(1)(e))。

## 12. 聴聞の延期規定の追加

・ 出願人等が審査についての聴聞期日を延期できる旨の規定と手続が追加された(規則 129A)。

## 13. 登録簿の謄本の請求と交付

・ 登録簿の認証謄本の請求手続と発行の条件についての規定を設けた(規則 133(2))。

## 14. 委任状の提出期限

・ 出願等の代理人への代理権は出願等の手続をした日から 3 月以内に委任状を提出して行う旨を明記した(規則 135(1))。

## 15. 延長ができない手続期間の明記

・ PCT 国内移行期間、優先権書類・翻訳提出期間、審査請求期間、延長された拒絶理由通知応答期間等は期間延長ができない旨を明確化した(規則 138(1))。

### 改正内容：

#### ・ 規則 2

旧規則(da)において、「小企業」の定義が、(fa)、(fb)で新規に規定された。

#### ・ 規則 6

(1A)、(6)及び(7)は新設項である。

• **規則 7**

(3B) 及び (4A) は新設項である。

• **規則 13**

図面及び要約に関して明確化された。

• **規則 14**

(2) 及び (4) は新設項である。

• **規則 24B**

(2) において、分割出願の場合の審査に関し明確化された。

(3) において、審査の報告期間が明確化された。

(4) 及び (6) は新設項である。

• **規則 24C, 規則 103A 及び規則 129A,**

新設規則である。

• **規則 28**

(6) 及び (7) は新設項である。

• **規則 107**

(d) は新設項である。

• **規則 116**

(1) (e) は新設項である。

• **規則 135**

代理権に関して明確化された。